

議案第137号

佐野市遠原の里福祉センターの指定管理者の指定について

佐野市遠原の里福祉センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和2年12月4日提出

佐野市長 岡 部 正 英

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

佐野市閑馬町515番地3

佐野市遠原の里福祉センター

2 指定する指定管理者

佐野市寺中町2417番地1

株式会社HSコーポレーション

代表取締役 早 川 茂

3 指定管理者に指定する期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

理 由

佐野市遠原の里福祉センターについて、指定管理者の指定をしたいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 …省 略…

2 …省 略…

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条

の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 …省 略…

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7-11 …省 略…

議案第137号参考資料

指定管理者候補者の概要

名 称	株式会社HSコーポレーション
種 別	株式会社
設立年月日	平成19年4月3日
資 本 金	1,000万円
総従業員数	91人
設立の趣旨	利用者本位のサービスを提供し、一人でも多くの高齢者の方が尊厳を持って、生き甲斐のある生活を送れる介護サービスを推進することを目的とする。
事業概要	(1) 介護保険法に基づく通所介護事業 (2) 介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第1号通所事業 (3) 介護保険法に基づく訪問介護事業 (4) 介護保険法に基づく介護予防訪問介護及び第1号訪問事業 (5) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (7) 一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業 (8) 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業 (9) 介護保険法に基づく介護予防特定施設入居者生活介護事業 (10) サービス付き高齢者向け住宅の管理及び運営 (11) 弁当の製造、販売及び配食サービス事業 (12) 飲食店の経営 (13) 介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業 (14) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (15) 前各号に附帯する一切の業務
類似施設の 管理実績	なし